

「『日本再興戦略』改訂2014」施策の 実行状況（女性分野）

平成27年2月13日

内閣官房日本経済再生総合事務局

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
一. 日本産業再興プラン			
2. 雇用制度改革・人材力の強化			
2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用			
女性の活躍推進	「放課後子ども総合プラン」の策定等		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年7月31日、「放課後子ども総合プラン」を策定し、文部科学省と厚生労働省連名で地方自治体に通知を発出済み。 ・昨年11月に次世代育成支援対策推進法に基づく新たな「行動計画策定指針」を策定し、地方自治体に対し平成26年度内の計画策定を求めている。
	保育士確保対策の着実な実施		子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえ、本年1月に、平成29年度末までに46.3万人の保育士を確保するという数値目標、必要な支援策等を示した「保育士確保プラン」を取りまとめた。
	子育て支援員(仮称)の創設	子ども・子育て支援新制度の施行(本年4月予定)にあわせて「子育て支援員研修制度」を創設。	昨年8月4日、「子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会」を立ち上げ、研修科目等について、昨年12月に取りまとめた。
	安価で安心な家事支援サービスの実現		<ul style="list-style-type: none"> ・主要事業者等から構成される「家事支援サービス推進協議会」(座長:水流聡子東京大学工学系研究科特任教授)を設置。計3回の議論を行い、「家事支援サービス事業者ガイドライン」を策定した(1月29日公表)。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
女性の活躍推進	女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築	・今通常国会への法案提出を目指す。	・昨年の臨時国会に、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を提出したが、審議未了により廃案となった。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
女性の活躍推進	企業における女性登用の「見える化」及び両立支援のための働き方見直しの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施策を逐次実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年10月23日、有価証券報告書等に女性の役員比率等の記載を義務付ける「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布。次の株主総会シーズン以降、開示される。 ・「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」については、企業における役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう、各金融商品取引所へ要請の予定。 ・内閣府と厚労省の関係するサイトを統合することにより、女性の登用状況等に関する企業情報の総合データベース化を図り、女性の活躍推進に積極的な企業に対する求職等が増えるように環境整備を図るための所要の経費を平成27年度予算案に盛り込んだ。 ・なでしこ銘柄、ダイバーシティ経営企業100選ともに現在審査中。3月18日に両事業合同での発表会・表彰式を予定。 ・昨年9月24日に労働政策審議会雇用均等分科会で行われた答申を踏まえ、改正次世代育成支援対策推進法に基づく認定基準、特例認定基準、行動計画策定指針を策定し、昨年11月28日に公布した(本年4月1日施行)。 ・長時間労働の抑制等のため、「朝型」の働き方等の好事例の収集を行うとともに、今通常国会への法案の提出に向け、フレックスタイム制等の労働時間法制の見直しについて、労働政策審議会で検討中。 ・多様で柔軟な働き方が可能となるテレワークモデルを確立するため、外部有識者等から成る検討委員会でテレワークの類型モデルについて検討し、提示された類型に基づき、総務省と厚生労働省が連携して実証を実施中。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
女性の活躍推進	国家公務員における女性職員採用・登用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 各府省等は、昨年10月に全府省事務次官級から成る「女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」で決定した「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき策定した府省等ごとの取組計画に沿って取組を逐次実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年6月に全府省事務次官級から成る「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」及び全府省人事担当課長級から成る「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会幹事会」を設置。 同協議会及び幹事会の下、有識者・民間企業、各府省及び女性・若手職員ヒアリングを実施。 上記ヒアリングの結果等を踏まえ、昨年10月に同協議会において「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を決定。 上記指針に基づき、全府省等において、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画を策定・公表済み。
	「女性活躍応援プラン（仮称）」等の実施	本年3月に専用サイトを開設予定。関連する施策を今後着実に実施。	本年1月に「女性のチャレンジ応援プラン」をとりまとめて公表した。
	キャリア教育の推進、女性研究者・女性技術者等の支援等	本年4月より逐次関連施策を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進や、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上等を目的とする施策について平成27年度予算案に盛り込んだ。 また、JICAボランティアを活用した女性のキャリアアップ推進を目的とする施策についても平成27年度予算案に盛り込んだ。

施策項目	主な施策	主なスケジュール	実行状況
女性の活躍推進	働き方に中立的な税制・社会保障制度・配偶者手当への見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・関係大臣等において、総合的に具体的取組の検討を進める。 ・今後、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、女性が働きやすい制度等への見直しに向け、内閣府が関係省庁の検討状況をフォローアップする予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、総理より関係大臣に対して、総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示。人事院に対しても検討を要請。 ・税制については、昨年11月、政府税制調査会総会において、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理」がとりまとめられ、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要と示された。 ・社会保障制度については、社会保障審議会年金部会等において、来年10月の被用者保険の適用拡大を更に前へ進めるためにどのようなことができるか等について検討中。 ・配偶者手当については、昨年12月、政労使会議において、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」がとりまとめられ、女性が働きやすい制度等への見直しの項目の中で、官の見直しの検討とあわせて、労使は、配偶者手当の在り方の検討を進めることが示された。